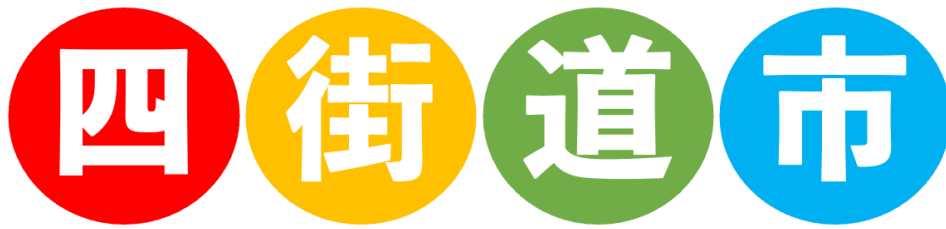


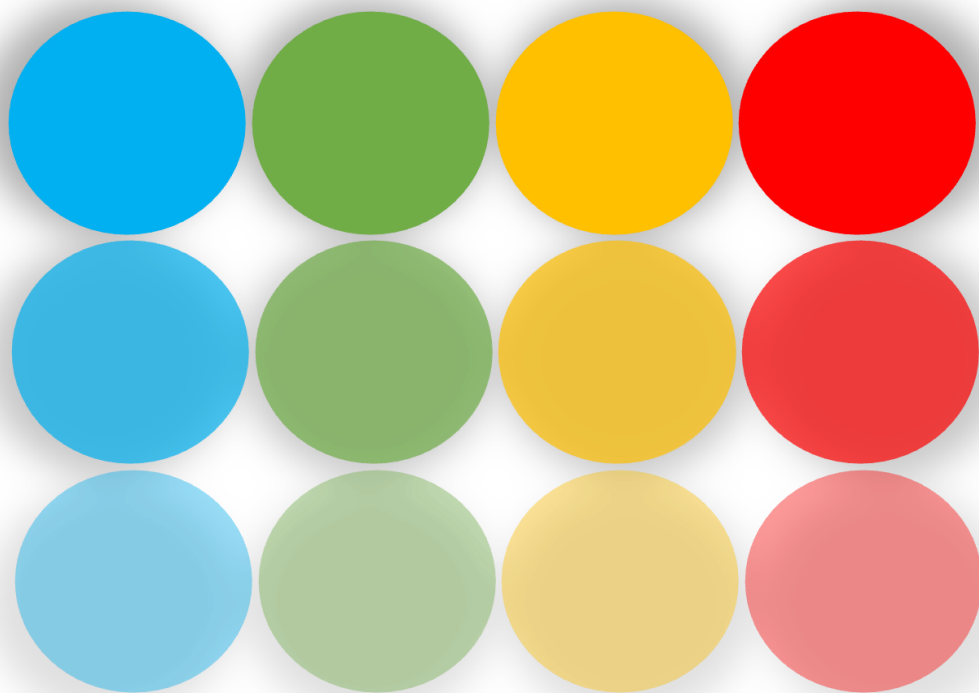
第4次



男女共同参画推進計画 (案)

性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、

個性を発揮できる社会を目指して



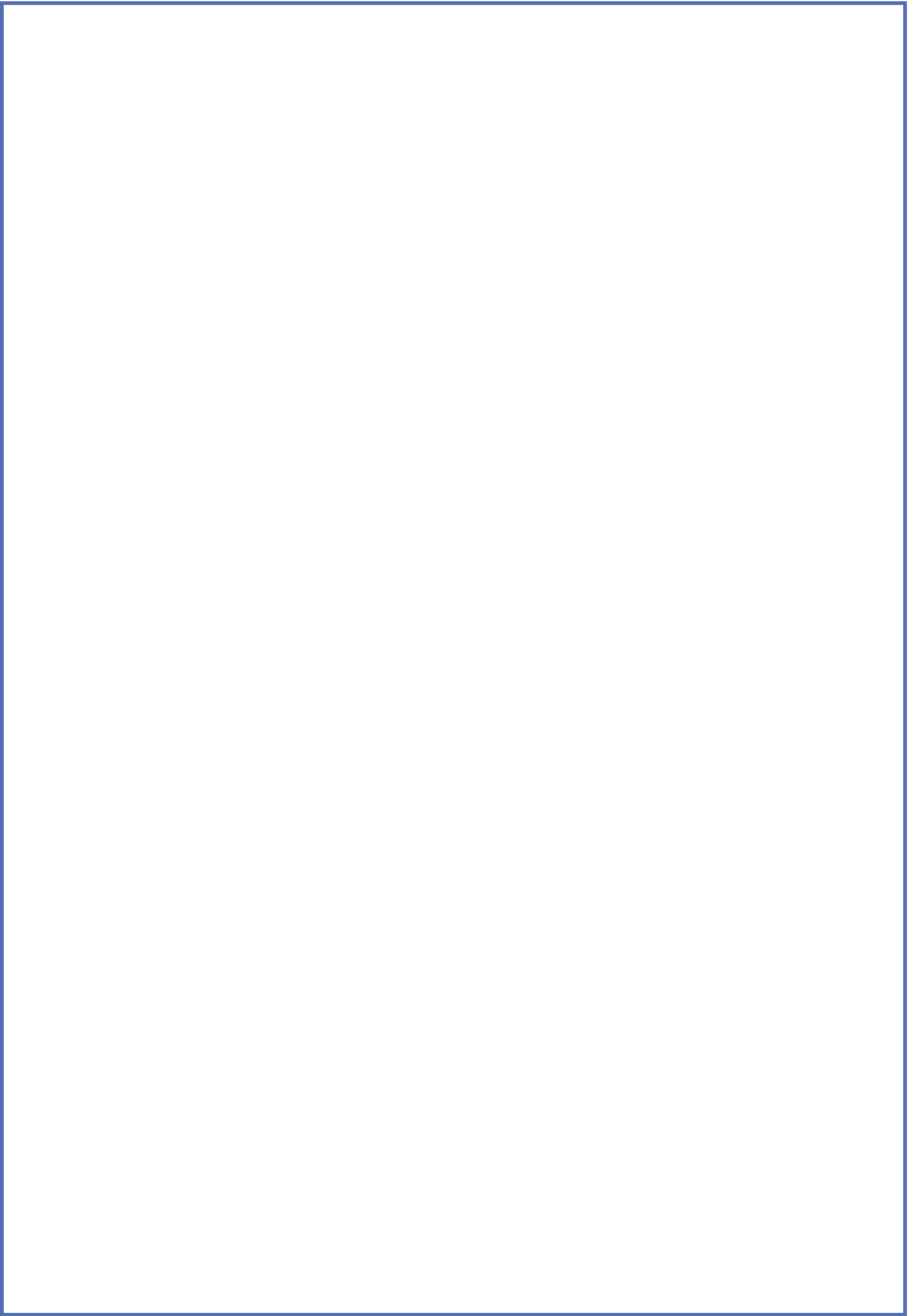
YOTSUKAIDO City

はじめに



目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 男女共同参画を取り巻く現状.....	4
5 めざす社会のすがた.....	19
6 計画の体系.....	20
第2章 具体的施策	23
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり.....	24
(1) 男女共同参画に対する意識づくり.....	26
(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進.....	27
基本目標2 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり.....	28
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進（女性活躍推進計画）.....	30
(2) 労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画）.....	31
(3) 家庭や地域における男女共同参画の促進.....	33
基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり.....	36
(1) DV防止と被害者支援（DV防止計画）.....	38
(2) ハラスメントや性犯罪の防止.....	39
(3) 生涯を通じた健康づくりの支援.....	39
(4) 防災・復興における男女共同参画の促進.....	41
第3章 計画の推進	43
1 計画の推進体制.....	44
2 計画の適切な進行管理.....	44
指標一覧	45
成果指標一覧.....	46



第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成 11 (1999) 年 6 月に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指して「男女共同参画社会基本法」が制定されてから 22 年が経過しました。

この間、平成 13 (2001) 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)、平成 27 (2015) 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が制定されるなど、各種法整備等が行われ、男女共同参画社会の実現に向け一定の進展が見られていますが、いまだに多くの課題が残されています。

国際社会に目を向けると、平成 27 (2015) 年に国連が採択した「持続可能な開発目標」(以下「SDGs」という。)では、17 ある目標の中に「ジェンダー平等」が掲げられるなど、男女共同参画の推進は重要な取組の一つとなっています。

一方、世界経済フォーラムが令和 3 (2021) 年 3 月に公表した「ジェンダー・ギャップ指数」における日本の総合順位は、156 か国中 120 位で、依然として先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

本市においても、平成 16 (2004) 年から「四街道市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取組を計画的に推進し、着実な進展を図ってきたところです。

しかしながら、令和 2 (2020) 年 11 月に実施した「四街道市男女共同参画市民意識調査」(以下「男女共同参画市民意識調査」という。)では、依然として男女の地位の平等について「男性の方が優遇されている」と感じる人が多く、固定的性別役割分担意識の解消には至っていない状況です。

また、「第 3 次四街道市男女共同参画推進計画」における指標の達成状況においては、目標値を達成していない項目も多くあり、それらの改善も課題となっています。

このような状況を踏まえ、本市では令和 3 (2021) 年度まで推進してきた「第 3 次四街道市男女共同参画推進計画」の施策を継承、発展させながら、さらなる男女共同参画の推進を図っていくため、「第 4 次四街道市男女共同参画推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

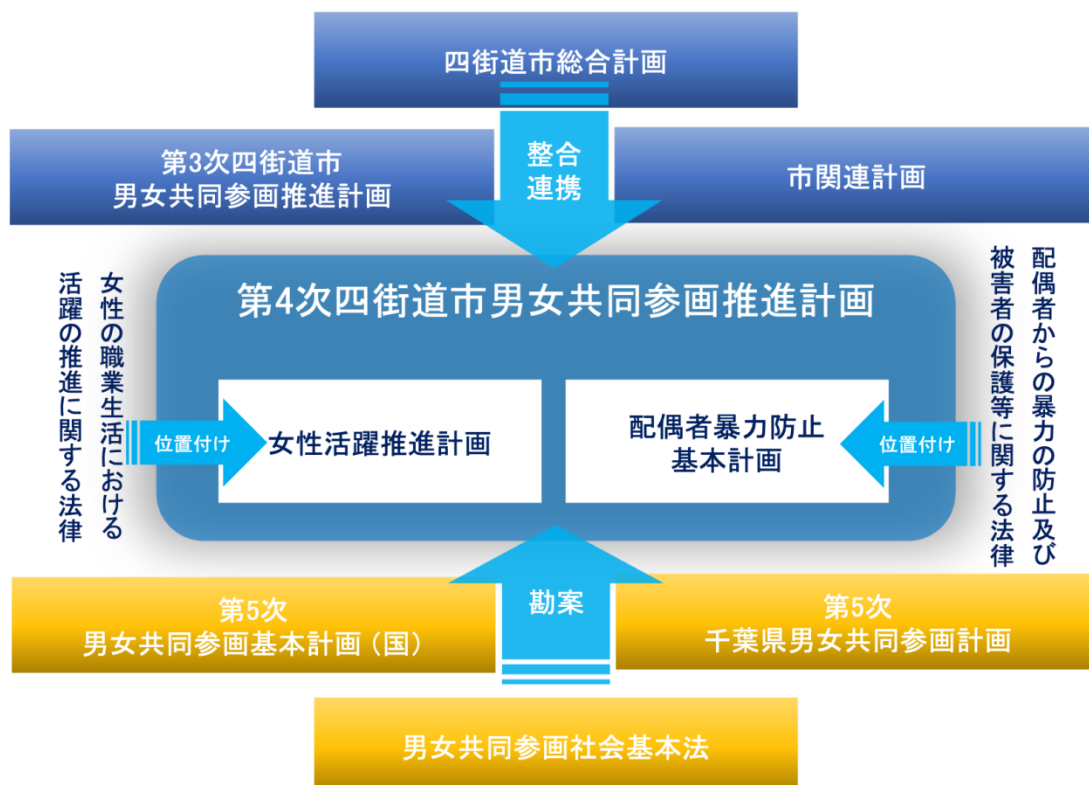
国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第5次千葉県男女共同参画計画」の趣旨を十分に踏まえるとともに、「四街道市総合計画」及び他分野の関連計画との整合性を図るものとします。

(1) 女性活躍推進計画

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっていることから、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置づけることとし、女性の職業生活における活躍を推進するための取組を明確にします。

(2) DV(ドメスティック・バイオレンス)防止計画

女性に対する暴力が深刻な社会問題として認識され、DVに対する緊急的な対応が求められていることから、配偶者等からの暴力防止と被害者支援に関する施策を「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置づけることとし、DV防止と被害者支援の取組を明確にします。



3 計画の期間

令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や本計画の進行状況等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度
<div style="background-color: #FFD700; padding: 10px; display: inline-block; border-radius: 15px;"> 第4次四街道市男女共同参画推進計画 令和4年度～13年度 </div>									
				<small>社会状況の変化等、必要に応じて見直し</small>					

4 男女共同参画を取り巻く現状

(1) 社会の状況

- ① 日本の総人口は、平成20（2008）年（12,808万人）をピークに、平成23（2011）年（12,783万人）以降は一貫して減少しています。年齢区分別の割合をみると、平成9（1997）年に65歳以上人口（15.7%）が0～14歳人口（15.3%）を上回り、平成30（2018）年は65歳以上人口（28.1%）が0～14歳人口（12.2%）の2.3倍となっています。
15～64歳人口は、平成7（1995）年（8,726万人）をピークに減少し、平成30（2018）年（7,545万人）はピーク時より1,181万人少なくなっています。総人口に占める割合は平成4（1992）年（69.8%）をピークに減少し、平成30（2018）年は59.7%と6割を下回り、人口減少・少子高齢化社会が進行しています。
- ② 政策・方針決定過程への女性参画は大きな進展が見られず、令和2（2020）年4月現在の「指導的地位」に女性が占める割合について「市区町村における本庁課長相当職」は17.8%、「民間企業（100人以上）における課長相当職」は11.5%にとどまっています。
- ③ 女性の年齢階級別労働力率について、昭和55（1980）年においては25～29歳（49.2%）及び30～34歳（48.2%）を底とする「M字カーブ」を描いていましたが、令和2年では25～29歳が85.9%、30～34歳が77.8%と上昇しており、M字型から先進諸国で見られる台形に近づきつつあります。
- ④ 女性の年齢階級別労働力率について、令和2（2020）年においては、25～29歳が85.9%

と最も高くなっています。30～39歳では70%台後半とやや落ちるものの、40～54歳では80%台前後とやや高くなっています。

- ⑤ 労働者の非正規雇用比率について、平成27(2015)年から令和2(2020)年において、男性は21.9%から22.2%とやや増加、女性は56.3%から54.4%とやや減少しています。女性の正規雇用者の割合は増加傾向にあるものの、依然として非正規雇用者の割合が過半数を占めています。
- ⑥ 女性の働き方において、令和元(2019)年には、「就業継続型」を肯定する割合が女性63.7%、男性58.0%であり、男女ともに6割前後まで上昇しました。また、第1子出産後の就業継続率が増加傾向にあり、特に、育児休業を取得して就業継続した女性の割合は、平成17(2005)～平成21(2009)年の19.4%(第1子出産前有職者に占める割合は27.1%)から平成22(2010)～平成26(2014)年28.3%(同39.2%)へと上昇しています。
- ⑦ 女性の育児休業の取得率は、平成20(2008)年に90.6%とピークを迎え、その後80%台のほぼ横ばいで推移しています。また第1子出産前後における退職者の割合は、平成22(2010)～平成26(2014)年に33.9%となり、平成17(2005)～平成21(2009)年の42.9%から減少し、就業継続者の割合は、40.3%から53.1%と増加しています。
- ⑧ 民間企業の男性の育児休業の取得率は、平成24(2012)年の1.89%から徐々に増加し、令和元(2019)年には7.48%となっています。しかし、依然として女性に比べて大幅に低水準となっています。
- ⑨ 仕事、家庭生活、地域・個人生活の関わり方の希望について、令和元(2019)年において、女性は「家庭生活を優先したい」(35.1%)が最も割合が高く、男性は「仕事と家庭生活をともに優先したい」(30.4%)が最も割合が高くなっています。しかし、現状は、女性は「家庭生活を優先している」(39.9%)が最も割合が高く、男性は「仕事を優先している」(36.5%)が最も割合が高くなっています。また、6歳未満の子どもを持つ男性が家事・育児に関わる時間は、「家事・育児関連時間全体」が1時間22分、「うち育児の時間」が48分と、先進国と比較して低水準となっています。
- ⑩ 女性に関する人権問題について、平成29(2017)年において、「職場において差別待遇を受けること」が50.5%と最も高く、「セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」(42.9%)、「ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーからの暴力)」(35.6%)と続き、女性に対する暴力が社会問題として認識されています。また、配偶者からのDV被害経験について令和2(2020)年には、「何度もあった」「1、2度あった」と回答した女性の割合の合計が25.9%、男性が18.4%となっており、男性のDV被害についても認識が深まりつつあります。
- ⑪ 内閣府の「配偶者暴力相談支援センター」への相談件数は年々増加しており、令和2(2020)年度はコロナ下の生活不安やストレスなどにより、DV相談件数が190,030件となり、前年度比で約1.6倍に増加しています。
- ⑫ 近年増加する災害の発生に備え、女性等の視点に基づく取組を進める必要が生じており、第5次男女共同参画基本計画(令和2(2020)年12月25日閣議決定)にお

ける取組として「女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透、地方公共団体との連携」が示されています。

- ⑬ 年代や性別（ライフステージ）によって、男女が直面する健康課題が異なっています。特に女性は思春期、成熟期、更年期、老年期と、ライフステージにより発生する疾患や健康の課題が変遷し、平成 29（2017）年の女性の年齢階級別がん罹患率については、乳がんが最も高く、35～49 歳にかけて急増した後、横ばいで緩やかに減少しています。子宮がんの罹患率は低いものの、30～54 歳まで緩やかに増加し、その後減少しています。大腸、肺、胃がんの罹患率は、30 歳から緩やかに増加し、80 歳を超えるまで増加し続けています。
- ⑭ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により顕在化したDV等の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等への対応、育児の悩みや介護疲れなどへの支援、テレワークの普及など柔軟な働き方への対応のほか、SDGsの達成に向けた対策を講じる必要が生じています。

【出典】

- ①総務省統計局HP「人口減少社会、少子高齢化」
- ②～⑥内閣府「令和3年版男女共同参画白書」
- ⑦厚生労働省「雇用均等基本調査(令和元(2019)年)」、内閣府「令和3年版男女共同参画白書」
- ⑧内閣府「令和3年版男女共同参画白書」
- ⑨内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(令和元(2019)年)」、内閣府・男女共同参画推進連携会議「ひとりひとりが幸せな社会のために ～令和2年版データ～」
- ⑩内閣府「人権擁護に関する世論調査(平成 29(2017)年)」、内閣府「令和3年版男女共同参画白書」
- ⑪内閣府男女共同参画局HP「DV相談件数の推移(令和2年度)」
- ⑫第5次男女共同参画基本計画(説明資料)
- ⑬内閣府「令和3年版男女共同参画白書」
- ⑭第5次男女共同参画基本計画ほか

(2) 「第3次四街道市男女共同参画推進計画」における検証

「第3次四街道市男女共同参画推進計画」では、「めざす社会のすがた」の実現に向け27の成果指標を設定しました。

令和3（2021）年4月1日時点では、27指標のうち16指標（59.3%）に進捗があり、8指標（29.6%）が目標を達成しました。特に課題2「あらゆる分野における男女共同参画の実現」、課題3「ワーク・ライフ・バランスの推進」は80%を超える進捗率となっています。一方で、課題4「男女の生涯を通じた健康づくりの支援」、課題5「DV等の暴力の根絶」については、進捗率が約33%、課題1「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」については、進捗率が40%にとどまるなど課題も見られます。

目標の達成に至っていない指標はもとより、前進した指標についても男女共同参画の視点から更なる改善の余地があることに留意し、引き続き「めざす社会のすがた」の実現に向けた実効性の高い成果指標を設定し、取り組んでいく必要があります。

各成果指標については、「◎:目標値・目標状態を達成したもの」、「○:目標値・目標状態に向け進捗したもの」、「△:目標値に向け進捗しなかったもの」、「-:評価対象外のもの」で評価しています。

【指標全体】

課題等	合計	①進捗あり		②進捗なし (△)	③その他 (-)	
		◎:達成	○:進捗			
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	5	2 40.0%	0 0%	2 40.0%	3 60.0%	0 0%
2 あらゆる分野における男女共同参画の実現	5	4 80.0%	3 60.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0%
3 ワーク・ライフ・バランスの推進	5	4 80.0%	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0%
4 男女の生涯を通じた健康づくりの支援	3	1 33.3%	1 33.3%	0 0%	0 0%	2 66.7%
5 DV等の暴力の根絶	3	1 33.3%	0 0%	1 33.3%	2 33.3%	0 0%
計画の推進 男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化	6	4 66.7%	2 33.3%	2 33.3%	2 33.3%	0 0%
合計	27	16 59.3%	8 29.6%	8 29.6%	9 33.3%	2 7.4%

【課題1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり 指標】

成果指標	基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a 社会全体の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	△
	女性 13.3% 男性 27.2%	女性 21.0% 男性 32.0%	女性 22.0% 男性 33.0%	女性 9.1% 男性 20.9%	
b 家庭生活の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	△
	女性 33.6% 男性 50.4%	女性 43.0% 男性 57.0%	女性 44.0% 男性 58.0%	女性 32.3% 男性 46.1%	
c 社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等であると思う人の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	○
	女性 11.7% 男性 15.7%	女性 18.0% 男性 28.0%	女性 19.0% 男性 29.0%	女性 12.8% 男性 23.4%	
d 職場の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	○
	女性 19.7% 男性 26.7%	女性 27.0% 男性 34.0%	女性 28.0% 男性 35.0%	女性 26.9% 男性 31.7%	
e 学校教育の場で男女の地位は平等であると思う人の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	△
	女性 61.0% 男性 72.5%	女性 69.0% 男性 76.0%	女性 71.0% 男性 78.0%	女性 59.8% 男性 73.3%	

第1章 計画策定の基本的な考え方

【課題2 あらゆる分野における男女共同参画の実現 指標】

成果指標		基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a	審議会等委員に占める女性の割合	H24年度末現在	H27年度	H30年度	R2年度	○
		28.8%	30.0%	35.0%	31.9%	
b	女性委員ゼロの審議会等の割合	H24年度末現在	R3年度		R2年度	△
		14.3%	年々減少しゼロに近づける		15.2%	
c	家族経営協定締結農家数	H24年度末現在	R3年度		R2年度	◎
		14戸	年々増加する (年1戸以上増加する)		21戸	
d	女性の社会的チャレンジ支援の講座の実施回数	H24年度	R3年度		R2年度	◎
		1回	年1回以上実施する		1回	
e	女性消防団員数	H25年4月1日現在	R4年4月1日現在		R3年4月1日現在	◎
		8人	10人		12人	

【課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進 指標】

成果指標		基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	○
		19.3%	30.0%	37.0%	27.4%	
b	家庭生活のための時間が取れていると感じている人の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	△
		女性 80.8% 男性 69.9%	女性 85.0% 男性 73.0%	女性 87.0% 男性 76.0%	女性 79.4% 男性 74.6%	
c	家事諸項目(食事・掃除洗濯)の担当者が「夫婦とも同じ程度」と回答した人の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	○
		女性 4.3% 男性 8.7%	女性 5.0% 男性 9.0%	女性 6.0% 男性 10.0%	女性 7.0% 男性 9.9%	
d	子ども家庭福祉(支援)に対する取組に「満足している」と回答した人の割合	H23年度	H28年度	R3年度	H28年度	◎
		16.2%	調査ごとに増加する	調査ごとに増加する	26.3%	
e	保育所入所待機児童数	H25年4月1日現在	H31年4月1日現在		R3年4月1日現在	◎
		36人	0人		0人	

※「d 子ども家庭福祉(支援)に対する取組に「満足している」と回答した人の割合」の現状値は H28 年度の値を記載

【課題4 男女の生涯を通じた健康づくりの支援 指標】

成果指標		基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a	健康づくりに対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合	H23年度	H28年度	R3年度	H28年度	◎
		23.2%	調査ごとに増加する	調査ごとに増加する	26.2%	
b	乳がん検診の受診率	H24年度末現在	H30年度		R2年度	—
		37.2%	50.0%		17.2% (参考数値)	
c	子宮頸がん検診の受診率	H24年度末現在	H30年度		R2年度	—
		27.6%	50.0%		12.2% (参考数値)	

※「a 健康づくりに対する取組に「満足している」と回答した人の割合」の現状値は H28 年度の値を記載

※「b 乳がん検診の受診率」「c 子宮頸がん検診の受診率」はH28年度以降算定方法が変更となり比較できないため、評価対象外

【課題5 DV等の暴力の根絶 指標】

成果指標		基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a	DVが人権侵害であると認識する人の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	○
		53.4%	100%に限りなく近づける	100%に限りなく近づける	70.0%	
b	DVの被害経験(精神的、肉体的、性的)があると回答した女性の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	△
		精神的 5.0% 肉体的 2.0% 性的 1.2%	調査ごとに減少する	調査ごとに減少する	精神的 6.4% 肉体的 3.7% 性的 2.7%	
c	セクシュアル・ハラスメントの被害経験(職場、学校、地域)があると回答した女性の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	△
		職場で 25.0% 学校で 4.6% 地域で 4.6%	調査ごとに減少する	調査ごとに減少する	職場で 35.7% 学校で 9.5% 地域で 9.0%	

第1章 計画策定の基本的な考え方

【計画の推進 男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化 指標】

成果指標		基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a	男女共同参画に対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合	H23 年度	H28 年度	R3年度	H28 年度	◎
		7.9%	調査ごとに増加する	調査ごとに増加する	10.8%	
b	課長相当職以上に占める女性の割合	H25 年 4月1日現在	R4年4月1日現在		R3年 4月1日現在	△
		3.6%	5.0%		1.4% (72人中1人)	
c	男性職員の育児休暇等の取得率	H24 年度	R3年度		R2年度	○
		7.1%	55.0%		25.0% (12人中3人)	
d	市職員の性別介護休暇取得状況	H24 年度	R3年度		R2年度	◎
		女性0人 男性0人	女性、男性ともに取得を希望する人が取得できる		女性2人 男性1人	
e	男女共同参画に関する職員・教員等研修の参加者数	H24 年度	R3年度		R2年度	△
		職員 51 人 教員等 25 人	参加者が増加する		職員 21 人 教員等 18 人	
f	男女共同参画に関する職員・教員等研修の研修目的の達成度	H24 年度	R3年度		R2年度	○
		職員 68.0% 教員等 85.0%	研修の目的に沿った評価をした人の割合が年々増加する		職員 47.7% 教員等 100%	

※「a 男女共同参画に対する取組に「満足している」と回答した人の割合」の現状値は H28 年度の値を記載

(3) 「男女共同参画市民意識調査(令和2(2020)年)」結果(概要)

- ① 男女の地位の平等について、依然として「男性の方が優遇されている」と感じる人が多い一方、固定的性別役割分担意識については、解消傾向にあります。

男女の地位については、教育分野を除き、男性の方が優遇されているという意識が強く、特に女性は男性よりも不平等を感じています。前回調査(平成 29(2017)年)同様、四街道市は全国に比べて男性が優遇されているという意識が高くなっています。

固定的性別役割分担意識(男は仕事、女は家庭という考え方)については、「否定的」が増加傾向にあります。前々回調査(平成 24(2012)年)では「肯定的」(36.4%)が「否定的」(33.3%)を上回っていましたが、前回調査で「否定的」(35.2%)が「肯定的」(26.3%)を逆転し、今回調査で「否定的」(35.2%)と「肯定的」(26.3%)との差はさらに広がっています。

グラフ

第1章 計画策定の基本的な考え方

- ② 男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れていくべきことについて、再就職の支援や子育て支援及び保育サービスの充実、雇用環境や勤務体制のための事業所への啓発に関する内容が上位を占めています。

男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れていくべきことについては、「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」(66.6%)が最も高く、次いで「子育て支援の推進と保育サービスの充実を行う」(56.7%)、「仕事と家庭の両立のための事業所への意識啓発を行う」(50.8%)となっています。

グラフ

- ③ 女性の働き方として「中断再就職型」よりも「就業継続型」を求める意識が強く、女性の仕事と家庭生活の優先度合いでは、育児期の女性で「仕事優先」が減少しています。

女性(男性の場合は「妻・パートナー」)の理想の働き方として、「就業継続型(結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける)」と「中断再就職型(妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く)」がともに33.4%で支持されています。

一方、女性の現実の働き方については、「中断再就職型」が38.6%と最も高く、次いで「就業継続型」が15.3%となっている。

また、これからの女性の働き方については、「就業継続型」が40.5%と最も高く、次いで「中断再就職型」が26.4%と10ポイント以上の差が開いています。

前々回調査と比較すると、女性(男性の場合は「妻・パートナー」)の理想の働き方として「就業継続型」が10ポイント増加しているほか、これからの女性の働き方でも、「就業継続型」が増加しています。

さらに、女性の仕事、家庭と地域への関わり方については、30歳代で「仕事」優先が28.9%と20歳代の73.0%から大幅に減少しています。

グラフ

- ④ ワーク・ライフ・バランスについて、男性の特に 50 歳代以下では仕事を優先している人が非常に多くなっているものの、男女とも、家事等の負担を夫婦とも同じ程度で分担することを理想としています。また、男性の 30～50 歳代と女性の 20 歳代以下の一部では「家庭等の個人生活」のための時間を十分にとれていない状況にあります。

仕事・家庭・地域との関わり方については、「主に仕事・学業を優先している」は男性の 50 歳代以下すべての年代で 70%以上と非常に高くなっています。

配偶者間等における家事等の分担については、男女ともに、実態としては家事等を妻が負担している事実を認めつつ、理想としては「夫婦とも同じ程度」の分担を希望しています(ただし、「家計費の管理」では「夫婦とも同じ程度」を「妻が負担するべき」が上回っています)。また、「自治会や地域活動の役員、責任者」以外のすべての項目に関して男性に比べて女性の方が「夫婦とも同程度」の分担を希望しています。

「家庭等の個人生活」のための時間については、「取れている」が 77.7%と「取れていない」の 18.8%を大幅に上回っています。しかし、男性の 30～50 歳代と女性の 20 歳代以下では「取れていない」が 30%台と高くなっています

グラフ

- ⑤ 仕事と家庭を両立していくための環境づくりについて、女性の特に30歳代は、就業継続のための条件・環境整備を求めています。

仕事と家庭の両立していくための環境づくりについては、女性の30歳代では、「育児・介護休業中の代替要員の確保など制度を利用しやすい職場環境の整備」が49.4%と最も高く、次いで「家族の積極的な育児・介護・家事への参加」が43.4%、「在宅勤務、フレックスタイム制度など柔軟な勤務制度の導入」が42.2%となっています。

職場における性別による格差については、「性別による格差は感じない」が27.6%と最も高くなっている一方、性別による格差があるという項目のうちでは、「配置や仕事の与え方に性別による格差がある」が14.8%と最も高く、次いで「昇進・昇格で性別による格差がある」が13.1%、「賃金・昇給で性別による格差がある」が11.4%となっています。前々回調査(平成24(2012)年)と比較すると、「性別による格差は感じない」が増加傾向にある一方、性別による格差があるというすべての項目でも増加傾向にあります。

グラフ

- ⑥ DVについて、DVを人権侵害と認識する人が増加しており、DV被害者は、男女ともに存在し、すべてのDVの被害経験において女性が男性を上回っています。

人権が侵害されていると感じる場合については、「レイプ(強姦)、痴漢等の性暴力・性犯罪」が80.4%と最も高く、次いで「職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」が74.5%、「パートナーや交際相手からの暴力」が70.0%となっています。

また、DVの被害経験については、すべての項目で「経験がない」が最も高くなっています。経験があるのうちでは、「過去に経験したが今はない」が最も高いものの、「頻繁に受けている」と「何度か経験がある」の合計は、「精神的な暴力」5.3%、「肉体的な暴力」2.9%、「性的な暴力」1.6%、「経済的な暴力」1.1%となっている。暴力行為を受けた経験は、すべての暴力で女性が男性を上回っています。経年比較でみると、前々回調査(平成24(2012)年)からすべての項目で「経験がない」が増加傾向にある一方、「経済的な暴力」を除いたすべての項目で「頻繁に受けている」と「何度か経験がある」の合計が増加傾向にあります。

グラフ

- ⑦ 防災・災害復興対策について、避難所の設備（男女別トイレ・更衣室・防犯対策など）や乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮などが求められています。

女性の視点に配慮した防災・災害復興対策については、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室・防犯対策など）」が 68.2%と最も高く、次いで「乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が 63.1%、「災害時の救援医療体制（診療・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置）」が 40.1%となっています。特に「乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」では、女性（68.2%）と男性（56.6%）との差が 11.6 ポイントと高くなっています。

グラフ

(4) 国や千葉県の動向

① 国の動向

国は、平成 11 (1999) 年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」の実現を目指し、平成 12 (2000) 年には「男女共同参画基本計画」を策定して、5年ごとに計画の見直しを行いながら、令和 2 (2020) 年 12 月には「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13 (2001) 年には、「DV防止法」が公布され、その後、平成 25 (2013) 年の改正では、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及び被害者も保護の対象として、適用が拡大されました。

平成 27 (2015) 年 8 月には、仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現を目指して「女性活躍推進法」が成立しました。当初は労働者 300 人以下の企業は努力義務とされていましたが、令和元 (2019) 年の改正により、令和 4 (2022) 年 4 月から 101 人以上の事業主に対して、「女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析」「定量的目標」を設定し、「行動計画を策定し公表する」「女性の活躍状況（採用比率・管理職比率等）を公表する」などを義務化しています。

平成 27 (2015) 年 9 月に国連で「持続可能な開発目標のための 2030 アジェンダ」が採択され、この中で、「誰一人取り残さない」社会を目指す SDGs (持続可能な開発目標) が掲げられました。その実施に向け、平成 28 (2016) 年 5 月に総理大臣を本部長、官房長官、外務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs 推進本部」を設置し、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制を整えました。さらに、同年 12 月に、今後の日本の取組の指針となる「SDGs 実施指針」を決定しています。

② 千葉県の動向

千葉県では、平成 13 (2001) 年 3 月に、男女共同参画社会基本法に基づく「千葉県男女共同参画計画」を策定、その後、国の計画に合わせて見直しを図りながら、令和 3 (2021) 年 3 月に「第 5 次千葉県男女共同参画計画」が策定し、ワーク・ライフ・バランスの普及促進、子育て・介護への支援、DV・児童虐待対策などに引き続き重点的に取り組むとともに、これまでの災害時の対応では女性と男性のニーズの違いが十分に配慮されていないといった課題を踏まえ、防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進についても、重点的取組としています。なお、この計画は「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画としても位置づけ、それらの視点に基づいた重点施策が設定されています。

5 めざす社会のすがた

本計画では、男女共同参画社会基本法の趣旨とこれまでの男女共同参画の推進に向けた本市の取組を踏まえ、次のとおり「めざす社会のすがた」を掲げ、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組の目標とします。

めざす社会のすがた

性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、
個性を発揮できる社会

「めざす社会のすがた」については、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえながら、だれもがその意義を正しく理解し共有する必要があること、また、本計画が前計画における「めざす社会のすがた」の実現に向けた取組を継承、発展させるものであることから、本計画においても引き続き「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」を「めざす社会のすがた」として掲げ、その実現に向け、積極的な取組を推進します。

6 計画の体系

めざす社会のすがた

性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を發揮できる社会

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり



施策の方向	基本的施策
(1) 男女共同参画に対する意識づくり	① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進
(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進	① 就学前における男女共同参画の推進
	② 学校教育における男女共同参画の推進

基本目標2 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり



施策の方向	基本的施策
(1) 政策・方針決定過程への女性参画の促進 (女性活躍推進計画)	① 市政における方針決定過程への女性参画の推進
	② 事業所等における方針決定過程への女性参画の促進
(2) 労働分野における男女共同参画の促進 (女性活躍推進計画)	① ワーク・ライフ・バランスの推進
	② 事業所等における男女共同参画の促進
	③ 女性の就業に向けた支援
	④ 多様な働き方に対する支援
(3) 家庭や地域における男女共同参画の促進	① 家庭生活と仕事の両立に向けた支援
	② 男性の家庭参画の推進
	③ 地域活動における男女共同参画の促進

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり



施策の方向	基本的施策
(1) DV 防止と被害者支援 (DV 防止計画)	① DV を許さない社会づくりに向けた啓発
	② DV に関する相談支援
	③ 関係機関との連携強化
(2) ハラスメントや性犯罪の防止	① ハラスメントの防止に向けた意識の啓発
	② 性犯罪の防止に向けた安全対策の推進
(3) 生涯を通じた健康づくりの支援	① 妊娠・出産・子育てに関する健康支援
	② 生涯を通じた男女の健康支援
(4) 防災・復興における男女共同参画の促進	① 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進

SDGs の達成のためには、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、施策に反映することが必要とされているため、本計画では、SDGs との関連を示し、組織横断的に取り組むこととします。

「SDG s」とは、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)のことで、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

国のSDG s推進本部が令和元(2019)年に決定した「SDG s実施指針改定版」では、地方自治体の様々な計画にSDG sの要素を反映すること等が期待されています。



国連が作成したSDG s ロゴ・アイコン

第2章 具体的施策

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

平成 11 (1999) 年に男女共同参画社会基本法が制定され、翌年、国において同法に基づく男女共同参画基本計画を策定しています。

また、平成 27 (2015) 年には、「女性活躍推進法」が制定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けて各種法整備等が行われてきました。

本市においても、平成 16 (2004) 年から「四街道市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取組を計画的に推進し、着実な進展を図ってきたところです。

しかし、「男女共同参画市民意識調査」では、社会全体における男女の地位の平等について、「平等」と感じる人は、14.5%となっており、「男性の方が優遇されている」と感じる人の80.5%を大幅に下回っています。一方、固定的性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭という考え方）に否定的な人は45.5%と平成 29 (2017) 年の前回調査（35.2%）より増加しているものの、男女共同参画社会の実現に向けた各種法整備等の効果が市民に十分に浸透しているとは言いがたく、男性優遇という意識、固定的性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）は依然として解消には至っていません。

このような状況を改善し、全ての人が、職場、家庭、地域などあらゆる分野で活躍し、男女共同参画社会を実現するために、女性だけでなく、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々に対する男女共同参画への意識づくりを進めていきます。



図など

【成果指標】

名 称		現状値	目標値	
1	社会全体における男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 9.1% 男性 20.9% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 19% 男性 27%	【R12年度】 女性 25% 男性 35%
2	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 12.8% 男性 23.4% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 21% 男性 30%	【R12年度】 女性 27% 男性 36%
3	「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合	女性 51.1% 男性 39.2% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 64% 男性 56%	【R12年度】 女性 70% 男性 67%
4	男女共同参画に対する取組に満足している人の割合	10.8% H28年市民意識調査	【R8年度】 14%	【R13年度】 18%
5	「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に対する肯定的な割合	小学生 83.0% 中学生 63.1% R3年度全国学力・ 学習状況調査	【R8年度】 増加を 目指します	【R13年度】 増加を 目指します

(1) 男女共同参画に対する意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けた土台づくりとなる、市民一人ひとりの意識づくりを推進します。

男女共同参画に関する講座や研修会を開催するほか多様なメディアを通じて、市民に男女共同参画に関する情報を発信することで、市民へ一層の理解を促します。

男性の家庭参画を促進し、固定的性別役割分担意識にとらわれないよう、性別にもとづく無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消を図ります。

【基本的施策】

① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1 男女共同参画に関する情報収集及び啓発	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、さまざまなメディアを活用して情報発信するとともに感想、意見の収集に努めます。	情報発信の回数	政策推進課
2 男女共同参画推進のための講座等の開催	男女共同参画社会の実現に向けた各種講座等を開催します。また、開催にあたっては、子育て世代の参加を促進します。	講座等の参加者数	政策推進課
3 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発	男性が家事や育児に積極的に参加するきっかけとなる基礎的な講座等の開催をはじめとした固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。	講座等の成人男性の参加者数	政策推進課 健康増進課 社会教育課
4 イクメン・カジダン等のアドバイスブックの作成・配布	男性が積極的に育児や家事に関わることができるよう啓発する冊子を作成し、関連部署と連携し、効果的に配布します。	配布数	政策推進課

(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

子どもの頃から男女共同参画に対する意識に触れることにより、男女ともに自分自身で考えて行動できる能力を養う教育を推進します

「男らしさ」、「女らしさ」にとらわれることなく、一人ひとりの子どもの可能性を伸ばすため、幼児期から小・中学校まで成長段階に応じた男女共同参画の視点に立った教育・学習を展開します。また、人権尊重教育やキャリア教育などを通じて、性別にかかわらず主体的な進路選択を可能とする意識を育みます。

【基本的施策】

① 就学前における男女共同参画の推進

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1 保育所における男女共同参画の促進	保育所において男女共同参画の視点に配慮した保育の実施を促進します。	啓発等の回数	保育課
2 幼稚園における男女共同参画の促進	幼稚園協会との連携を図り、幼稚園において男女共同参画の視点に配慮した教育の実施を促進します。	啓発等の回数	保育課

② 学校教育における男女共同参画の推進

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1 学校における男女共同参画推進教育の実施	児童・生徒が対等の立場で互いの人権を尊重し合う関係を育てる学習を実施します。	研修等の開催回数	指導課
2 個性や能力を尊重した教育環境づくり(キャリア教育の推進)	男女共同参画の視点に配慮した教育活動を実施し、性別にとらわれず、主体的に進路の選択ができるよう指導します。	会議等の開催回数	指導課
3 メディア・リテラシーに関する意識啓発	児童・生徒が様々なメディアから発信される情報を、主体的に収集・判断できる能力を育成するほか、人権に配慮し情報を発信する意識の高揚に努めます。	研修等の実施回数	指導課
4 教員等への男女共同参画に関する意識啓発	教員等に対し、性別にとらわれず、児童・生徒の個性を育む指導ができるよう、研修の実施や情報提供などにより、意識啓発を行います。	研修等の開催回数	指導課

基本目標2 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

近年、女性の働く環境は徐々に改善されつつあり、令和2（2020）年の「労働力調査」結果では、15歳～64歳の女性の就業率が70.6%となり、10年前と比べて約10%上昇しています。

市の審議会における女性参画についても、31.9%（令和2（2020）年度）と、千葉県内の市町村平均26.4%と比べて進んでいます。

一方、政策・方針決定過程への女性の参画は、まだ十分ではなく、国の第2次男女共同参画基本計画において、「社会のあらゆる分野において、令和2（2020）年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度にする」という目標を設定し、取組を進めてきましたが、低水準にとどまり、第5次男女共同参画基本計画において「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。」とされたところです。市の女性管理職についても、令和2（2020）年4月1日現在の課長相当職以上に占める女性の割合は、4.2%と千葉県内の市町村平均10.6%と比べて低水準であり、令和3（2021）年4月1日現在においては1.4%とさらに減少しています。

「男女共同参画市民意識調査」では、職場での男女の地位の平等について「平等」であると感じる人の割合は、29.3%となっており、前回調査（25.0%）と比較して増加傾向にあるものの、依然低い水準となっています。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働き方の見直しや、男性の子育てへの参画など、さまざまな取組が進められており、男性が家事や子育てを担うことに対する社会の意識は、大きく変化しています。

しかしながら、実際には固定的性別役割分担意識により、男性は仕事中心となることが多く、家庭生活や地域生活との関わりが希薄になりがちであり、「男女共同参画市民意識調査」では、日常生活の中での「仕事・学業」「家庭等の個人生活」「地域・ボランティア等の活動（地域活動）」への関わり方について、男性は「主に仕事・学業をしている」が61.1%と高く、女性（31.5%）を29.6ポイント上回っています。女性は、「ほぼ「家庭等の個人生活」に関わっている」が35.1%と最も高く、男性（15.5%）を19.6ポイント上回っています。また、家事等の分担（理想）については、ほとんどの項目で「夫婦とも同じ程度」が最も高くなっており、男性も家事等を負担する意識はあるものの、家事等の分担（実態）については、すべての項目で「妻が行う」が最も高く、家庭における家事・子育て・介護等の多くは女性が担っているのが現状です。

このため、男女がともに仕事と生活をバランスよく両立することにより、一人ひとりが多様な生き方を選択できるよう、誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくりを進めます。

【成果指標】

名称		現状値	目標値	
1	職場における男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 26.9% 男性 31.7% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 35% 男性 38%	【R12年度】 女性 42% 男性 46%
2	課長相当職以上に占める市女性職員の割合	1.4% R3年4月1日	【R7年度】 5.0%	【R12年度】 「第五次特定事業主行動計画」 を踏まえ設定
3	審議会等委員に占める女性の割合	31.9% R2年度	【R8年度】 38%	【R13年度】 46%
4	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	27.4% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 36%	【R12年度】 43%
5	市男性職員の育児休業取得率	25.0% R2年度	【R7年度】 33%	【R12年度】 40%
6	家庭生活における男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 32.3% 男性 46.1% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 40% 男性 53%	【R12年度】 女性 48% 男性 64%
7	家庭等の個人生活のための時間が取れていると感じる人の割合	女性 79.4% 男性 74.6% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 87% 男性 82%	【R12年度】 女性 96% 男性 90%
8	保育所入所待機児童数	0人 R3年4月1日現在	【R9年 4月1日】 0人	【R14年 4月1日】 0人
9	子ども家庭支援に対する取組に満足している人の割合	26.3% H28年市民意識調査	【R8年度】 34%	【R13年度】 41%
10	家事諸項目(食事・掃除洗濯)の分担が夫婦とも同じ程度の人の割合	女性 7.0% 男性 9.9% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 11% 男性 15%	【R12年度】 女性 14% 男性 20%

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進（女性活躍推進計画）

あらゆる分野において男女が多様な視点から対等の立場で参画できるように、事業所等への女性管理職登用の働きかけを行うとともに、自営業、農業における方針決定過程等への女性参画を促進します。また、審議会等において女性委員の積極的な登用を進めます。

【基本的施策】

① 市政における方針決定過程への女性参画の推進

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	市管理職への女性職員の登用	女性職員を多様なポストに積極的に配置し、職域や活躍の場を拡大するなど、職員の意識改革につながる取り組みを進め、管理職への登用を推進します。	—	人事課
2	市女性職員の能力発揮に関する支援	女性職員の職域に応じた各種研修等への参加を促進し、女性の能力発揮を支援します。	研修等の開催回数	人事課
3	審議会等における女性参画の推進	審議会等委員情報の整備・活用や、所管課等への働きかけにより、各種審議会等委員の女性の積極的な登用を推進します。	周知等の回数	人事課

② 事業所等における方針決定過程への女性参画の促進

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	事業所における方針決定過程への女性参画の啓発	性別にかかわらず優秀な人材を管理職登用できる環境づくりを促進します。	啓発等の回数	産業振興課
2	自営業者における方針決定過程への女性参画の啓発	関係機関と連携し、自営業者に女性の参画が積極的に行われるよう、働きかけを行います。	啓発等の回数	産業振興課
3	農業者における方針決定過程への女性参画の啓発	関係機関と連携し、農業者に女性の参画が積極的に行われるよう、働きかけを行います。	啓発等の回数	産業振興課
4	農業における家族経営協定の締結促進	家族経営を基本とした農業において、経営の方針や役割分担、就業条件・就業環境を明確化する家族経営協定の締結を促進します。	啓発等の回数	産業振興課
5	事業所等における男女共同参画推進のための支援	事業者等の男女共同参画推進のため、研修等を実施する際の協力・支援等を検討するほか、各種専門機関の紹介等を行います。	支援等の回数	政策推進課 産業振興課

(2) 労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画）

男女がともに自分らしい生き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識の定着や職場環境の整備について、市民向けの講座の開催や事業所等に対する意識啓発に取り組むなど、仕事と生活の両立が可能となるための環境づくりを進めます。

また、労働の場における男女共同参画実現のため、事業所の男女共同参画に対する理解と実践を促します。また、就業を希望する女性が仕事と子育てや介護などを含む生活との選択を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮できるよう事業所等に働きかけます。

【基本的施策】

① ワーク・ライフ・バランスの推進

	主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1	市民へのワーク・ライフ・バランスの促進	ワーク・ライフ・バランスに関する講座等の開催や情報発信により、市民への意識啓発に取り組めます。	啓発等の回数	政策推進課
2	事業者等へのワーク・ライフ・バランスの促進	商工会等と連携し、事業所等への意識啓発に取り組めます。	啓発等の回数	産業振興課
3	市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進	ノー残業デーの徹底や年次有給休暇の取得の促進に努めるなど、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、職員への意識啓発を行います。	制度の周知等の回数	人事課
4	市職員へのメンタルヘルス等健康管理の推進	職員へのメンタルヘルス研修やストレスチェック、健康相談を実施します。	講座等の開催回数	人事課
5	市職員への育児休業・看護休暇の普及・定着	育児・介護休業制度が男女職員ともに偏りなく活用できるよう周知するとともにその定着を推進します。	周知等の回数	人事課

② 事業所等における男女共同参画の促進

	主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1	事業所等への男女共同参画の推進に関する啓発	商工会等と連携し、事業所等への男女共同参画の推進に関する意識啓発に取り組みます。	啓発等の回数	産業振興課
2	雇用の分野の法律や制度に関する普及・啓発	商工会等と連携し、「労働基準法」、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」、「パートタイム労働法」など雇用の分野の法律や制度に関する普及・啓発を行います。	啓発等の回数	産業振興課
3	事業者等への一般事業主行動計画策定に関する普及・啓発	事業者等への「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画策定に関する普及・啓発を行います。	啓発等の回数	産業振興課
4	自営業者や創業者への支援	商工会等と連携し、各種情報の提供や相談業務、創業塾等の実施、により、自営業者や創業希望者等の支援に努めます。	啓発等の回数	産業振興課
5	男女共同参画表彰制度の周知・啓発	千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度等を周知し、よりよい取組ができるよう促進します。	啓発等の回数	産業振興課
6	公共調達におけるポジティブ・アクションの推進	総合評価落札方式・企画競争方式を行う際に、「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」に対して評価点の加算を行います。	総合評価落札方式・企画競争方式を行う際に、評価点の加算を行った回数	契約課

③ 女性の就業に向けた支援

	主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1	女性の就職・再就職の支援	就職・再就職を目指す女性を対象に、支援講座等を開催するほか、情報提供を行います。	再就職支援セミナーの開催回数	産業振興課
2	女性の就業継続に関する普及・啓発	女性が出産前後も就業継続ができるよう、商工会等と連携し、事業所等へ働きかけを行います。	啓発等の回数	産業振興課
3	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対する医療費等助成などの経済的支援を行うとともに、母子自立支援員による就業支援体制の充実を図り、ひとり親家庭の自立を支援します。	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業の支給件数	子育て支援課

④ 多様な働き方に対する支援

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1 シニア世代の多様な働き方への支援	就職・再就職を希望するシニアの就業の場を確保するため、シルバー人材センターの活動の充実に向けた支援を行います。	シルバー人材センターの就業延べ人数	社会福祉課
2 障害のある人への支援	障害のある人や家族の相談に対応し、必要な情報提供を行うとともに、支援サービスの利用を促進します。	研修等の開催回数	障害者支援課
3 市職員への多様な働き方に関する研修の実施	ダイバーシティに関する理解促進のため、職員への研修を実施します。	研修等の開催回数	人事課
4 多様な働き方に対する情報提供	商工会等と連携し、LGBTに配慮した職場環境の整備などダイバーシティに関する情報提供を行います。	情報提供等の回数	政策推進課 産業振興課
5 事業者等におけるテレワークの促進	テレワークの導入等を促進するため、商工会等と連携し、事業所等への情報提供を行います。	情報提供等の回数	産業振興課
6 市におけるテレワークの推進	市においてテレワークの導入等による働きやすい職場を推進します。	—	人事課

(3) 家庭や地域における男女共同参画の促進

子育てや介護等を行う男女が仕事と生活を両立できるよう、必要な情報提供を行うとともに、相談・支援体制を充実させます。

時間外保育や病児・病後児保育など多様化するニーズに対応する保育サービスの提供や保育施設の充実に努めます。また、高齢者や障害のある人に対する相談体制を充実するとともに、支援制度を周知し、サービスの利用を促進します。

これまで女性が担う機会が多かった家事・子育て・介護等の家庭の分野について、男性の積極的な参画を促し、男女が協力しながら家事・子育て・介護等を担えるよう、学習・交流の機会を提供します。

自治会、PTA、子ども会などによる地域活動の場において、男女共同参画意識の浸透を図ることにより、だれもが地域活動に参加しやすくなるよう働きかけます。

【基本的施策】

① 家庭生活と仕事の両立に向けた支援

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1 保育サービスの充実	仕事や他の活動と子育ての両立を図るため、時間外保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様化する保育ニーズに対応する各種保育サービスの充実に努めます。	保育所利用定員数	保育課
2 幼稚園における預かり保育の充実	仕事や他の活動と子育ての両立を図るため、幼稚園において、保育開始時間前及び時間終了後に行う預かり保育の充実に努めます。	預かり保育の利用述べ人数	保育課
3 こどもルーム(学童保育)の充実	働く親が安心できるよう、こどもルーム(学童保育)の機能充実に努めます。	こどもルーム(学童保育)の利用定員数	保育課
4 ひとり親家庭への支援(再掲)	ひとり親家庭に対する医療費等助成などの経済的支援を行うとともに、母子自立支援員による就業支援体制の充実に努め、ひとり親家庭の自立を支援します。	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業の支給件数	子育て支援課
5 ファミリー・サポート・センターにおける支援	地域で子育てできるようファミリー・サポート・センターにおける育児の相互援助活動の推進を図ります。	未就学児利用延人数 就学児利用延人数	保育課
6 介護に関する環境の整備と情報提供	介護保険制度の周知のほか、高齢者の介護についての相談に対応し、必要な情報提供を行います。	講座等の開催回数	高齢者支援課

② 男性の家庭参画の推進

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発(再掲)	男性が家事や育児に積極的に参加するきっかけとなる基礎的な講座等の開催をはじめとした固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。	講座等の成人男性の参加者数	政策推進課 健康増進課 社会教育課
2 イクメン・カジダン等のアドバイスブックの作成・配布(再掲)	男性が積極的に育児や家事に関わることができるよう啓発する冊子を作成し、関連部署と連携し、効果的に配布します。	配布数	政策推進課

③ 地域活動における男女共同参画の促進

	主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1	自治会における男女共同参画の促進	自治会による地域活動において、男女共同参画意識の浸透を図るための働きかけを行います。	広報等の回数	自治振興課
2	PTAの活動、子ども会における男女共同参画の促進	PTAの活動及び子ども会による地域活動において、男女共同参画意識の浸透を図るための働きかけを行います。	広報等の回数	社会教育課 スポーツ 青少年課
3	市民活動団体等における男女共同参画の促進	ボランティアやNPO等の市民活動団体や活動に携わりたい市民を育成し、性別に関わらずだれもが活動しやすい環境づくりを支援します。	講座・イベント等の開催回数	政策推進課

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

DV、ハラスメント、性犯罪などの暴力行為は市民一人ひとりの身近で起こりうるものであり、深刻に受け止めるべき課題です。また、被害者の多くが女性であることから、男女共同参画社会を実現する上でも重要な課題です。

「男女共同参画市民意識調査」では、配偶者や恋人等からのDV（精神的暴力、肉体的暴力、性的暴力、経済的暴力のうちいずれか）の被害経験がある（「頻繁に受けている」＋「何度か経験がある」）と回答した女性は8.6%、男性は4.7%と、前回調査と比較し増加傾向にあります。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化の懸念を踏まえ、令和2（2020）年4月に新たに「DV相談＋（プラス）」を開始し、体制を拡充したところです。

このため、暴力を許さない市民意識の醸成、非常時にも機能する相談支援体制の充実、相談窓口の周知徹底により、暴力を容認しない環境づくりを進めます。

なお、本計画におけるDVに関する施策を「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置づけるとともに、DV防止と被害者支援の取組を強化します。

疾病や悩み、ストレスなど、市民の健康に影響を及ぼす要因は、性別や年代によって大きく異なります。特に女性は、思春期、妊娠・出産・子育て期、更年期、高齢期等において特有の健康上の問題が生じることが多く、男性とは異なる配慮が求められます。

本市では、これまでも性差に配慮した健康情報の収集・提供、健康診査、相談業務などを実施してきましたが、引き続き、男女共同参画の視点を踏まえ、性別や年代に応じた健康づくりを支援します。

東日本大震災以降、令和元（2019）年房総半島台風や集中豪雨など激甚化する自然災害が起こる中で、令和3（2021）年3月に策定された「第5次千葉県男女共同参画計画」においては、防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進について重点的取組としています。

「男女共同参画市民意識調査」では、防災・災害復興対策で女性の視点に配慮して取り組む必要があると思うものについて、「避難所の設備（男女別トイレ、更衣室、防犯対策など）」が68.2%と最も高くなっており、次いで「乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が63.1%となっています。

このため、「地域防災計画」や「避難所運営マニュアル」等に基づき、防災・復興分野における女性参画を引き続き促進し、市民ニーズを反映した更なる防災・復興対策の強化を図ります。

【成果指標】

名 称		現状値	目標値	
1	DVが人権侵害であると認識する人の割合	70.0% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 77%	【R12年度】 85%
2	DVに関する相談窓口を知っている人の割合	—	【R7年度】 75%	【R12年度】 83%
3	市内における性犯罪件数	3件 R2年度	【R8年度】 0件	【R13年度】 0件
4	健康づくりに対する取組に満足している人の割合	26.2% H28年市民意識調査	【R8年度】 34%	【R13年度】 41%
5	妊娠届出に伴う妊婦面接の実施率	100% R2年度	【R8年度】 100%	【R13年度】 100%
6	3～4か月児相談の実施率	97.6% R2年度	【R8年度】 100%	【R13年度】 100%
7	乳がん検診の受診率 (40歳～69歳)	26.4% R元年度	【R8年度】 34%	【R13年度】 41%
8	子宮頸がん検診の受診率 (20歳～69歳)	15.7% R元年度	【R8年度】 20%	【R13年度】 26%
9	防災会議の委員に占める女性の割合	15.6% R3年度	【R8年度】 20%	【R13年度】 26%
10	消防団員に占める女性の割合	5.3% R3年4月1日現在	【R9年 4月1日】 8%	【R14年 4月1日】 12%

(1) DV防止と被害者支援 (DV防止計画)

広く市民に対してDVに関する情報提供や啓発活動を行うことによりDVの発生を未然に防ぐとともに、被害を潜在化させないよう努めます。

また、市内の連絡体制や関係機関との連携を図ることにより被害者の早期発見、早期対応に努めながら、相談から生活再建まで一貫した切れ目のない被害者支援体制の構築を図ります。

【基本的施策】

① DVを許さない社会づくりに向けた啓発

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	DV防止に関する広報・啓発	DVを許さない社会づくりの実現に向け、DV防止に関する情報について、市のあらゆるメディアを活用して発信します。	情報発信の実施	子育て支援課
2	DVに関する相談窓口の周知	DVの被害を潜在化させないよう県の配偶者暴力相談支援センターや市の相談窓口等について、チラシ等の配布や広報、ホームページの掲載により周知を行います。	周知等の実施	子育て支援課

② DVに関する相談支援

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	安心して相談できる体制づくり	市の相談窓口において、ケースワーカー及び婦人相談員による、安心して相談を受けられる環境を整えます。	婦人相談員の設置	子育て支援課
2	被害者の生活再建に向けた支援の実施	被害者の就労等の生活再建に必要な情報の提供や、同伴する子どもに必要な支援を行います。	婦人相談員の設置	子育て支援課

③ 関係機関との連携強化

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	DV被害の早期発見体制の充実	「四街道市児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会(通称:CANPY)」の活動を通じ、DV被害の早期発見への協力依頼や相談・支援の連携体制を整えます。	CANPY代表者部会をはじめとした各種会議の実施	子育て支援課
2	緊急保護を求めるDV被害者等への支援	関係機関との連携を図り、被害者及びその子どもに適切な支援を行います。また、状況に応じて緊急一時保護の助成を行います。	婦人相談員の設置	子育て支援課

(2) ハラスメントや性犯罪の防止

ハラスメントの防止に向けた情報提供や啓発活動を行います。また、性犯罪の防止に向け各種パトロールの強化や（性）犯罪被害相談窓口への周知を行い、だれもが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

【基本的施策】

① ハラスメントの防止に向けた意識の啓発

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1 事業所におけるハラスメントの防止に向けた啓発の実施	商工会等と連携し、ハラスメントの防止に関する意識啓発を行います。	啓発等の開催回数	産業振興課
2 市職員へのハラスメント防止に向けた研修の実施	ハラスメント防止に向けた職員への研修を実施します。	研修会等の開催回数	人事課
3 市職員からのハラスメントに関する相談の実施	職員からのハラスメント相談に対応します。	相談等の実施	人事課

② 性犯罪の防止に向けた安全対策の推進

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1 各種パトロールの実施	だれもが安心して暮らせるよう、自治会等との連携による、防犯パトロールの実施や補導委員による補導活動の強化に取り組みます。	「愛の一声」運動としての街頭補導活動の実施回数	自治振興課 青少年育成センター
2 地域ぐるみの安全体制の構築	地域の子どもは地域で守るという意識の醸成と、子どもへの犯罪を抑止するため、「こども 110 番の家」活動の周知・普及を図ります。また、防犯効果を高めるため、「よめーる」による不審者情報を配信します。	「こども 110 番の家」登録件数	青少年育成センター
3 (性)犯罪被害相談窓口への周知	千葉県犯罪被害者支援センター等の(性)犯罪被害に関する相談窓口を周知します。	周知等の実施	自治振興課

(3) 生涯を通じた健康づくりの支援

女性が安心して妊娠・出産し、子育てができるよう、相談体制を充実させるとともに、父母が協力して子育てができるよう支援します。また、性別や年代に応じた心と体の健康づくりに取り組むとともに、性や健康に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

【基本的施策】

① 妊娠・出産・子育てに関する健康支援

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課	
1	パパママルームの開催	これから親になる男女が学習する講座等を開催し、仕事と子育ての両立や、男性の家庭参画を促進します。	パパママルームの土日開催回数	健康増進課
2	育児に関する相談・教室の開催	母子健康手帳交付、子育て電話相談、妊婦・乳幼児健康診査、家庭訪問等を実施し、安心して妊娠・出産・子育てに関する相談ができる体制を整備します。	子育て電話相談及びマタニティ・ベビー相談室での育児相談の実施	健康増進課
3	子ども家庭総合支援拠点での相談支援	子ども家庭総合支援拠点において子どもに関する様々な相談支援を行います。	子ども家庭総合支援拠点での相談支援の実施	子育て支援課
4	乳幼児の保護者が安心して外出できる環境の整備	おむつ替えや授乳などで立ち寄ることができるような施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、乳幼児を抱える保護者が安心して外出できる環境づくりを推進します。	赤ちゃんの駅の登録数	子育て支援課
5	子育て支援センターにおける支援	市内保育所で、子育て支援センターを運営・運営支援することにより、子育てをしている親子が相互交流できる場の確保に努めます。	「あそびの広場」における男性参加者数	保育課

② 生涯を通じた男女の健康支援

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課	
1	健康教育・健康相談体制の充実	健康教育、健康相談の実施において、個々に応じた健康問題や心の不安等を解消するため、情報提供や相談の場の確保に努めます。	健康教育及び健康相談の実施	健康増進課
2	受けやすい検診に関する啓発	受診者の利便性を考慮するとともに、性差に配慮した検診を実施します。	個別検診の実施	健康増進課
3	自殺対策の推進	保健・医療・福祉・教育等の関係機関・団体等の連携を図り、支援体制を整えます。	自殺対策連絡会議の開催回数	健康増進課
4	喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の啓発	喫煙、受動喫煙、飲酒の健康への影響について、正しい知識を普及するとともに、母体への影響について啓発活動を行います。また、学校においては、薬物乱用(非行)防止教室を開催し、児童生徒への適切な指導を行います。	啓発等の実施	健康増進課 学務課

5	性に対する正しい理解の促進	性感染症をはじめとした性に関する正しい知識を周知します。	啓発等の実施	健康増進課
6	「生理の貧困」対策に係る困窮している女性への支援	経済的に困窮している女性へ生理用品の無償配布を行います。また、取組の中で、困窮者への相談窓口等を周知し、相談に繋がります。	「生理の貧困」対策に係る困窮している女性への生理用品の配布	社会福祉課

(4) 防災・復興における男女共同参画の促進

今後発生が想定される大規模災害等の対応に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、防災・復興分野における女性の積極的な参画を促進し、市民ニーズを反映した更なる防災・復興対策の強化を図ります。

【基本的施策】

① 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進

	主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1	男女共同参画の視点に立った防災備蓄品の整備	男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した防災備蓄品の整備を進めます。	備蓄用品の整備	危機管理室
2	男女共同参画の視点に立った避難所の開設・運営	災害発生時における避難所の開設・運営にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れます。	出前講座等の開催	危機管理室 教育部
3	自主防災組織における男女共同参画視点の働きかけ	自主防災組織や区・自治会等を対象としたセミナーや出前講座などで、男女共同参画の視点を取り入れた備蓄品の整備や避難所の運営を推進します。	出前講座等の開催	危機管理室
4	市民活動等と協働したネットワークづくり	災害時における被災者への支援に向け、市民団体や事業者、関係機関等が連携を目指し、それぞれの資源・知識・技能等を生かしたネットワークづくりを行います。	講座等の開催回数	政策推進課 危機管理室
5	消防団への女性の入団促進	イベント等においてPRを実施するなど、男女共同参画の視点から女性の消防団への入団を働きかけます。	入団促進活動の実施	消防本部 総務課

第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

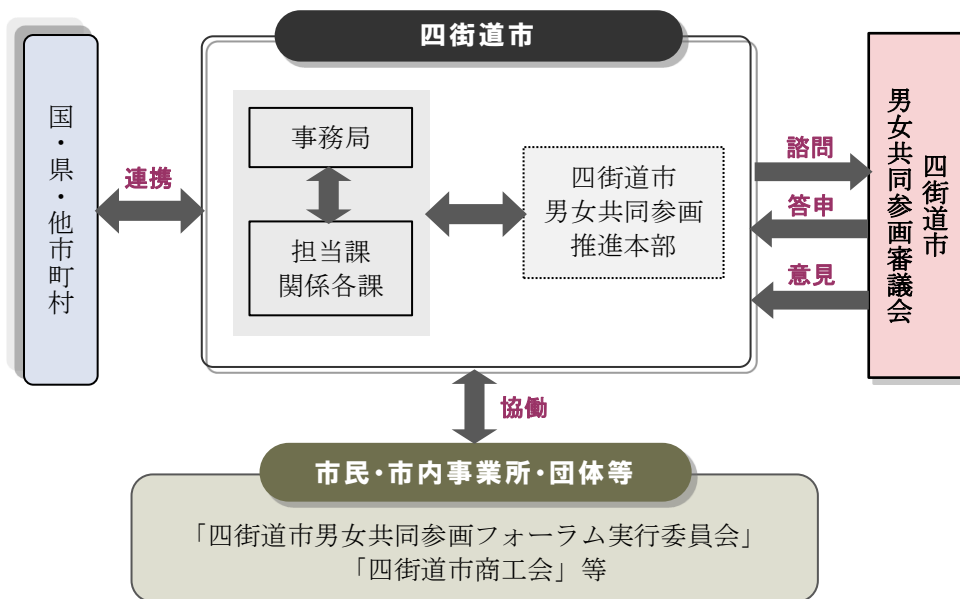
本市がめざす男女共同参画社会を実現するためには、本計画に設定した3つの基本目標の取組を効果的かつ着実に推進していく必要があります。

計画の推進に当たっては、すでに庁内に設置している「四街道市男女共同参画推進本部」のもと、庁内で目標と情報の共有を図り、めざす社会のすがたの実現に向け、積極的な取組を進めていきます。

また、この取組の中で、市民自らが気づき、考え、男女共同参画の推進活動を行っている「四街道市男女共同参画フォーラム実行委員会」等の市民との協働活動を推進するほか、有識者、関係団体代表者、公募市民で構成される「四街道市男女共同参画審議会」において、外部の知見を活用した計画の推進を図ります。

さらに、国・県との連携のもと、市のみでは円滑に進めることが困難な課題の解決に取り組むとともに、他市町村との情報交換等を行いながら、効果的な施策を展開します。

《四街道市の男女共同参画推進体制》



2 計画の適切な進行管理

計画の成果を着実に挙げるため、「PDCAサイクル」の考え方に基づいた適切な進行管理を行います。

取組ごとに設定した活動評価項目の達成状況等について、毎年度評価を行うとともに、「四街道市男女共同参画審議会」からの意見を聴取し、それらの結果を広く市民に公表します。また、評価結果を踏まえ、必要に応じて取組や活動評価項目の見直し等を行います。

さらに、市民や市職員を対象に定期的な市民意識調査を行い、男女共同参画に対する意識やニーズを把握するなど、社会情勢の変化にも柔軟に対応しつつ、計画を着実に推進します。

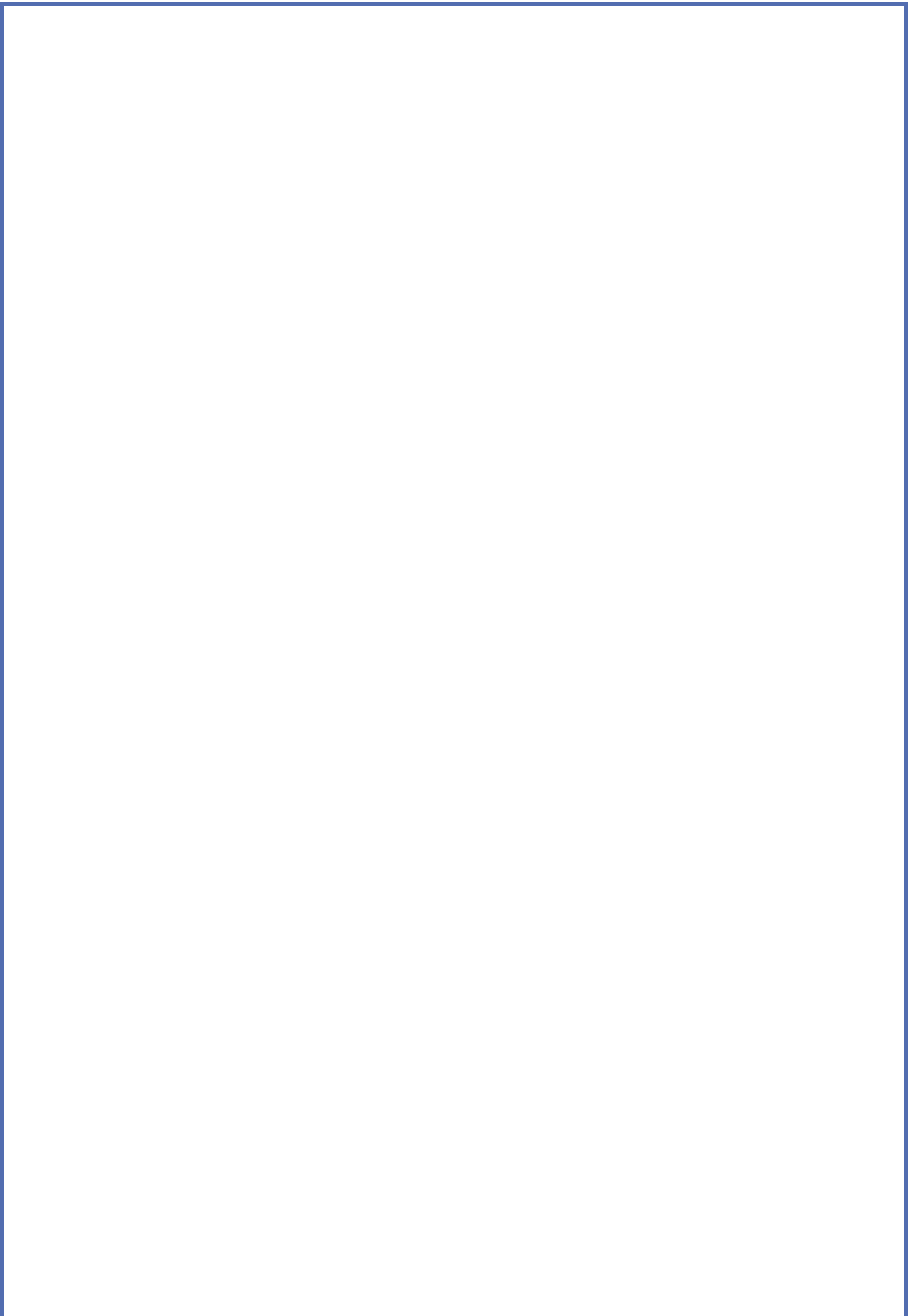


指標一覽

成果指標一覧

課題	数値目標	現状値	目標値・目標状態		
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1	社会全体における男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 9.1% 男性 20.9% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 19% 男性 27%	【R12年度】 女性 25% 男性 35%
	2	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 12.8% 男性 23.4% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 21% 男性 30%	【R12年度】 女性 27% 男性 36%
	3	「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合	女性 51.1% 男性 39.2% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 64% 男性 56%	【R12年度】 女性 70% 男性 67%
	4	男女共同参画に対する取組に満足している人の割合	10.8% H28年市民意識調査	【R8年度】 14%	【R13年度】 18%
	5	「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に対する肯定的な割合	小学生 83.0% 中学生 63.1% R3年度全国学力・ 学習状況調査	【R8年度】 増加を 目指します	【R13年度】 増加を 目指します
2. 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	1	職場における男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 26.9% 男性 31.7% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 35% 男性 38%	【R12年度】 女性 42% 男性 46%
	2	課長相当職以上に占める市女性職員の割合	1.4% R3年4月1日	【R7年度】 5.0%	【R12年度】 「第五次特定事業主行動計画」 を踏まえ設定
	3	審議会等委員に占める女性の割合	31.9% R2年度	【R8年度】 38%	【R13年度】 46%
	4	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	27.4% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 36%	【R12年度】 43%
	5	市男性職員の育児休業取得率	25.0% R2年度	【R7年度】 33%	【R12年度】 40%
	6	家庭生活における男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 32.3% 男性 46.1% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 40% 男性 53%	【R12年度】 女性 48% 男性 64%

課題	数値目標	現状値	目標値・目標状態		
	7	家庭等の個人生活のための時間が取れていると感じる人の割合	女性 79.4% 男性 74.6% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 87% 男性 82%	【R12年度】 女性 96% 男性 90%
	8	保育所入所待機児童数	0人 R3年4月1日現在	【R9年 4月1日】 0人	【R14年 4月1日】 0人
	9	子ども家庭支援に対する取組に満足している人の割合	26.3% H28年市民意識調査	【R8年度】 34%	【R13年度】 41%
	10	家事諸項目(食事・掃除洗濯)の分担が夫婦とも同じ程度の人の割合	女性 7.0% 男性 9.9% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 11% 男性 15%	【R12年度】 女性 14% 男性 20%
3. 安全・安心に暮らせる環境づくり	1	DVが人権侵害であると認識する人の割合	70.0% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 77%	【R12年度】 85%
	2	DVに関する相談窓口を知っている人の割合	—	【R7年度】 75%	【R12年度】 83%
	3	市内における性犯罪件数	3件 R2年度	【R8年度】 0件	【R13年度】 0件
	4	健康づくりに対する取組に満足している人の割合	26.2% H28年市民意識調査	【R8年度】 34%	【R13年度】 41%
	5	妊娠届出に伴う妊婦面接の実施率	100% R2年度	【R8年度】 100%	【R13年度】 100%
	6	3～4か月児相談の実施率	97.6% R2年度	【R8年度】 100%	【R13年度】 100%
	7	乳がん検診の受診率 (40歳～69歳)	26.4% R元年度	【R8年度】 34%	【R13年度】 41%
	8	子宮頸がん検診の受診率 (20歳～69歳)	15.7% R元年度	【R8年度】 20%	【R13年度】 26%
	9	防災会議の委員に占める女性の割合	15.6% R3年度	【R8年度】 20%	【R13年度】 26%
	10	消防団員に占める女性の割合	5.3% R3年4月1日現在	【R9年 4月1日】 8%	【R14年 4月1日】 12%



第4次四街道市男女共同参画推進計画

令和4年〇月発行

四街道市 経営企画部 政策推進課

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

【電話】043-421-6161 【FAX】043-424-8920

【Eメール】yseisaku@city.yotsukaido.chiba.jp

【ホームページ】<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>

